

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和8年3月31日

小林市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する事業計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
	○			細野山中、今坊の一部	無	令和7年度 ～令和11年度	山中・今坊集落協定
	○			南西方杉玉の一部	無	令和7年度 ～令和11年度	杉玉集落協定
	○			南西方下ノ尻、小田方、大久保ヶ迫の一部	無	令和7年度 ～令和11年度	窪田集落協定
	○			南西方土橋、瀬戸岡、今村、堂ノ尾の一部	無	令和7年度 ～令和11年度	孝の子集落協定
	○			北西方永久井野の一部	無	令和7年度 ～令和11年度	永久井野集落協定
	○			南西方巢ノ浦の一部	無	令和7年度 ～令和11年度	巢ノ浦集落協定
	○			真方市谷、大門口、餅田、田中、大部、杉藪、年神の一部	無	令和7年度 ～令和11年度	市谷集落協定
	○			野尻町紙屋秋社、真幸田の一部	無	令和7年度 ～令和11年度	真幸田集落協定

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
	○			須木下田の一部	無	令和7年度 ～令和11年度	上長谷集落協定
	○			須木下田の一部	無	令和7年度 ～令和11年度	麓集落協定
	○			須木下田の一部	無	令和7年度 ～令和11年度	軍谷集落協定
	○			須木下田、鳥田 町の一部	無	令和7年度 ～令和11年度	鶴園集落協定
	○			須木中原の一部	無	令和7年度 ～令和11年度	原集落協定
	○			須木鳥田町の一 部	無	令和7年度 ～令和11年度	夏木集落協定
	○			須木鳥田町の一 部	無	令和7年度 ～令和11年度	堂屋敷集落協定
	○			須木鳥田町の一 部	無	令和7年度 ～令和11年度	上九瀬集落協定
	○			須木奈佐木の一 部	無	令和7年度 ～令和11年度	奈佐木集落協定
	○			須木奈佐木の一 部	無	令和7年度 ～令和11年度	鳥越集落協定
	○			須木奈佐木の一 部	無	令和7年度 ～令和11年度	小妻木集落協定
	○			須木内山の一部	無	令和7年度 ～令和11年度	内山集落協定
	○			須木鳥田町の一 部	無	令和7年度 ～令和11年度	奥堂屋敷集落協定
	○			須木中原の一部	無	令和7年度 ～令和11年度	中河間集落協定
	○			須木内山の一部	無	令和7年度 ～令和11年度	須志原集落協定
	○			須木内山の一部	無	令和7年度 ～令和11年度	内山中央集落協定